

こちら特報部

とも言える内容だ」と危機感を募らせる。

被害者の告訴がない

ストリート規制法と違

2018年3月21日 東京新聞 (2)

国会前デモも排除?

特報部

街頭の市民に「威圧効果」

労組活動、SNSも適用可能

森友学園の決裁文書改ざんについて 首相官邸前で抗議する人たち 16日、東京・永田町で

もともと都迷惑防止条例の「悪意」の定義は曖昧だった。このため、悪意に基づく繰り返しの「つきまとい」などを規制する条項をめぐっては、「(二〇〇二年の改正で)正当な労働運動、抗議行動の規制も可能となるのではないか」との懸念が広がり、都側が提案した条項が削除されるという異例の経緯があった。

○三年に修正案が出され、この条項に「正当な理由なく」という文言が付け加えられたほか、都民の権利を不当に侵害しないよう定める乱用防止規定を新たに設けるなど、要件を厳しくして成立した。

今回の改正案に反対する意見書を都議会の各会派に提出した弁護士団体「自由法曹団東京支部」の船尾遼弁護士は、「憲法が保障する労働組合の団体行動権や国民の言論表現の自由、知る権利、報道の自由を侵害している。昨年国会で成立した共謀罪法の『東京都版』とも言える内容だ」と危機感を募らせる。

こともあり、行為の正当性や内心の感情が、現場の警察官の判断に委ねられるという危険性は以前からあったというが、「今回の改正で取り締まりの対象がさらに広がる」とみる。

船尾氏は十九日の都議会警察・消防委員会を傍聴し、「改正が必要な根拠となる立法事実がない」と断じる。「現行法が適用できないときまといなどが、どうほどあるか知りたかったが、警視庁からそうした行為の類型別の統計は示されなかつた。これではなぜ今改正されるのか分からぬ」と首をかしげる。

今回の改正で最大の問題点と考えるのは「名誉を害する事項を告げる」と「監視していると告げる」行為も「記者の張り込み取材が該当しかねない」とみる。「乱用防止規定があるとはいえ、犯罪の事前抑止を目的とする治安立法に使われ、将来の取り締まり強化につながる」という懸念は消えない。こうした条例改正の動きが、基地反対運動が続く沖縄のような他の県に広がることも恐れる。現行の都の改正案は廃案になどしめたという客觀性が求められるが、この改正案では「バカ」と繰り返し言われ、むつとするという感情レベルでも、条例違反に問われかねない」とみる。

デスクメモ

昨年の衆院選で、希望の党代表として合流希望者の一部を「排除」した小池知事が、今度は街頭から市民を「排除」する気のようだ。改正案が成立し、国会前デモを一掃できたとして、喜ぶのは支持率が落ち目の現政権だけ。自由な言論活動が封じられた東京など、何の魅力もない。

十四日、森友学園問題に抗議する官邸前デモに参加した小原隆治・早稲田大教授（地方自治）は「デモが拡大しているタイミングで、こうした政治活動を脅かすかもしれない改正案が、多くの都民が知らないうちに採決されようとしていることに驚いた」と話す。小原教授は改正案の中身や問題点を自ら調べ、ツイッターで発信している。「治安立法の意図はなくとも、デモに参加する市民を威圧する効果はあるだろう。治安のための運用はしないと、いう言質を確実に取るたまごに、乱用防止規定の厳守をしてほしい。市民も活動を萎縮せず、懸念があれば声を上げていこう。これから警察の運用も注視していく必要がある」と話した。

街頭の市民に「威圧効果」

森友学園の決裁文書改ざんについて、首相官邸前で抗議する人たち＝16日、東京・永田町で



労組活動、SNS も適用可能

十四日、森友学園問題に抗議する官邸前デモに参加した小原隆治・早稻田大教授（地方自治）は「デモが拡大しているタイミングで、こうした政治活動を脅かすかもしれない改正案が、多くの都民が知らないうちに採決されようとしていることに驚いた」と話す。小原教授は改正案の中身や問題点を自ら調べ、ツイッターで発信している。「治安立法の意図はなくとも、デモに参加する市民を威圧する効果はあるだろう。治安のための運用はしないという言質を確実に取るために、乱用防止規定の厳守を怠押しする付帯決議を行つなど、都議会でもっと議論してほしい。市民も活動を委縮せず、懸念があれば声を上げていこう。これから警察の運用も注視していく必要がある」と話した。